

浜松市告示第46号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年浜松市条例第17号）第11条第2項及び第3項の規定により撤去した自転車等を第13条第1項の規定により保管したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年1月23日

浜松市長 中野祐介

記

1 撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

2 撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

3 保管する期間

撤去した日から令和8年7月23日

4 保管及び返還を行う場所

浜松市中央区北寺島町617-6 浜松市自転車等保管所

5 その他市長が必要があると認める事項

(1) 返還時に必要となるもの

ア 費用（自転車2,040円、原動機付自転車3,050円）

イ 保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）

ウ 自転車等のカギ

エ 印鑑

オ 身分を証明できるもの

(2) 浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア 取扱い日時

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 電話番号

053-458-7671

(3) 保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車 1台

別紙

「撤去・保管自転車等一覧」

(区域内)